

(厚生労働委員会)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金を引き上げ、公務死に係る額について、平成十四年四月分から年額百九十六万二千五百円(現行年額百九十五万九千二百円)に増額するとともに、平病死(障害年金受給者が当該年金の支給事由である傷病以外の傷病により死亡した場合)に係る額等についても増額する。

二、施行期日

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。